

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと日、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 入会林野整備計画の認可
保安林予定森林
- 新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の変更計画の決定
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 廃川敷地の生成
- ◇ 選管告示 鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始の日
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第四百十号

八頭郡智頭町大字西宇塚四一六番地一奥西宇塚地区入会林野整備組合組
合長安道静一から申請のあつた奥西宇塚地区入会林野整備計画については、

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和五十三年二月十七日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百一十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
昭和五十三年二月十七日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字真名字上土居一一五、一一九の二から一一九の二

三まで、一一九の二五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十二号

昭和五十三年一月十三日付けで大原土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(大原地区農業用排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市大原六〇七八合併番地大原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條の三第一項の規定に基づき、県営土地改良(大栄地区農道整備とあわせて行う区画整理)事業の変更計画を定めたので、同法第八十七條の三第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場及び東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第六十三條第一項の規定に基づき、昭和五十年九月鳥取県告示第八百二十五号鳥取都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業三―三―二 八坂裁判所線

三 事業施行期間

昭和五十年九月二十三日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

鳥取県告示第百四十五号

次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十三年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名

加勢蛇川水系に係る二級河川加勢蛇川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十三年二月十七日

三 廃川敷地の位置

東伯郡東伯町大字下伊勢字八反田一―一番地先から同町同大字同字七番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、六五七・七三平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和五十三年三月十九日執行予定の鳥取県知事選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第一項のポスターの掲示場(同法第百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスター)を掲示することができるとなる日を昭和五十三年二月二十二日と定めたので、同法第百四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和五十三年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会を次のとおり開催する。

昭和53年2月17日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

- 1 開催の日時及び場所
 - (1) 日時 昭和53年3月14日 午後1時から
 - (2) 場所 米子警察署会議室
- 2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。
- 3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間
- 4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 携行品
 - (1) 筆記用具
 - (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
 - (3) 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】